

大和市一般廃棄物処理基本計画

【 概要編 】

平成 28 年 3 月

大 和 市

計画改定の趣旨

1. 計画の位置付け

1. 法的位置付け

一般廃棄物処理計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項」及び「大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例第3条第2項」の規定に基づき策定するもので、基本計画と実施計画で構成され、今後の廃棄物行政における長期的かつ総合的な指針となるものです。なお、基本計画実施のための具体的な事項については、毎年度策定する実施計画において定めるものとします。

廃棄物処理法第6条第1項

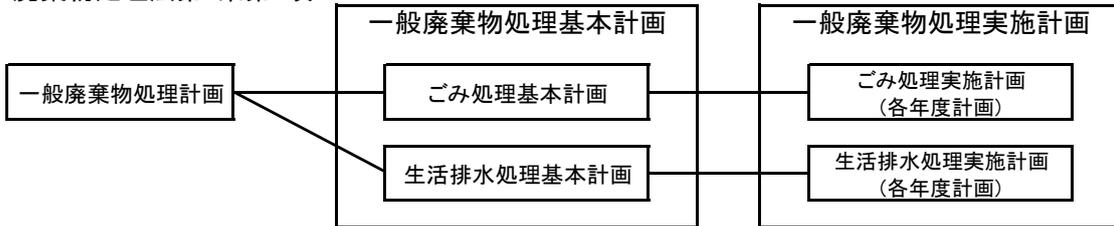


図1 一般廃棄物処理計画の構成

2. 他の計画との関係

大和市一般廃棄物処理基本計画と他の計画の関係は、図2のとおりです。

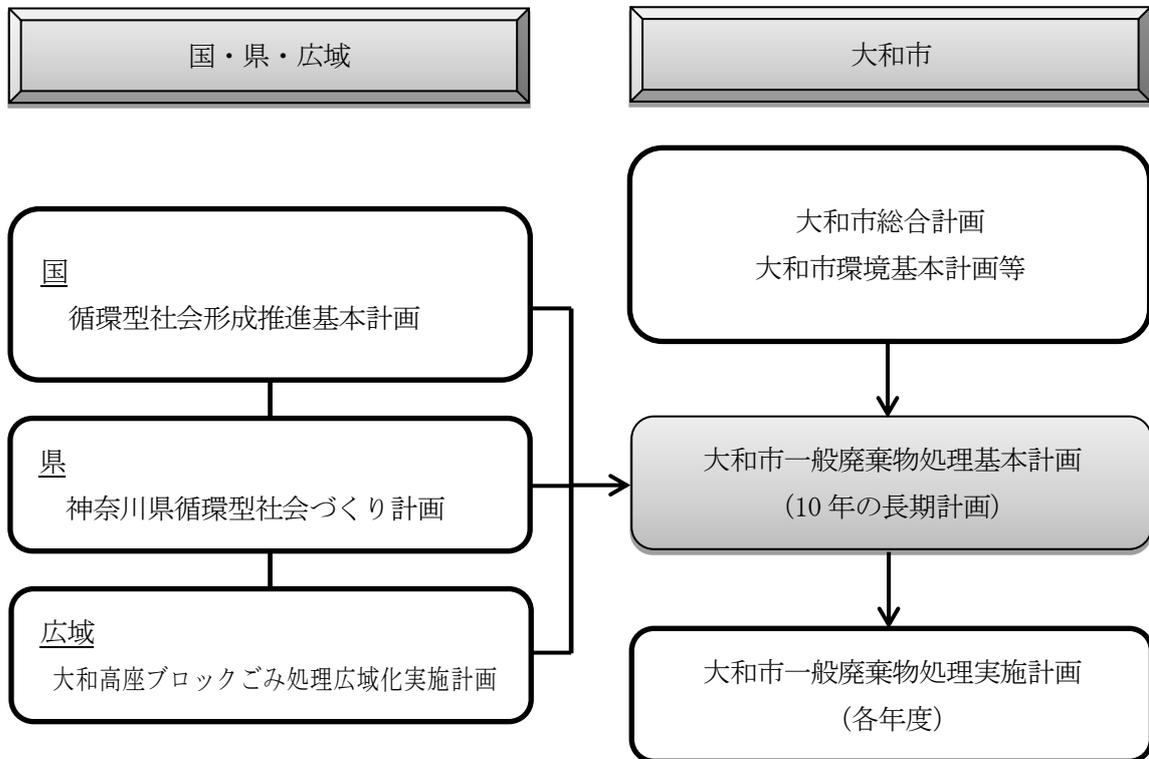


図2 他計画との関係

2. 計画改定の背景及び目的

一般廃棄物処理基本計画策定指針（環境省：廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課策定。以下「策定指針」という。）によれば、「一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である。」とされています。

大和市ごみ処理基本計画は平成6年に策定され、平成12年に大和市総合計画の見直しに合わせて改定しました。その後、増加傾向であったごみ排出量がリサイクルの推進等により減少に転じ、さらに家庭系ごみ有料化及び戸別収集の導入等により、目標値と比較して大幅に減量化したことから将来推計を見直す必要が生じたため、平成21年に計画を改定しました。また、大和市生活排水処理基本計画は公共下水道計画の見直し等により平成20年に改定し、現在に至っています。

大和市一般廃棄物処理基本計画は前回の改定から5年以上経過しているため、見直しを行うとともに、次のような変動が生じていることから、計画を改定します。

計画改定の留意事項

- ① 大和市ごみ処理基本計画におけるごみ排出量とリサイクル率の数値目標と実績値に乖離が生じているため、乖離が発生している原因を調査した上で、新たな資源化品目の検討や既存施策の充実を図り、数値目標を再設定します。
- ② 大和市ごみ処理基本計画では「環境管理センターの施設を平成35年度まで使用し、次期施設は平成36年度からの稼働を目指し準備を行う」としています。しかし、計画的な維持補修やごみ減量化による焼却負荷の軽減、施設の適切な運転管理の継続により、設備の健全度が保たれている状況にあることや、焼却施設等の更新には膨大な費用が掛かるため、国の施設整備交付金等に係る財政状況は厳しく、既存の処理施設の有効利用を検討する必要があります。
- ③ 大和市ごみ処理基本計画では、「資源循環型社会の推進のため、焼却灰の資源化を行い、最終処分量を減らしていく」としていますが、現在、焼却灰は全量資源化を目指しており、これを踏まえた最終処分の手法等について検討します。
- ④ 現在の大和市ごみ処理基本計画と大和市生活排水処理基本計画は計画期間が1年ずれており、統一的な進行管理を図るため、計画期間を合わせる必要が生じていることから、両計画を同時改定し計画期間を統一します。

3. 計画期間及び目標年度

本計画の期間は、平成28年度を初年度、平成37年度を目標年度とする10年間とします。

また、国の策定指針により、一般廃棄物処理基本計画は概ね5年ごとの見直しを行うことが適切であるため、平成32年度を本計画の中間目標年度と定めて進捗管理と見直しを行っていきます。

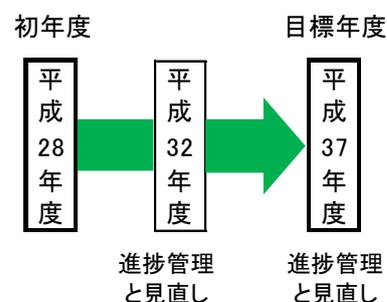


図3 計画の期間

I. 一般廃棄物の排出及び処理状況

1. 人口及び世帯数とごみ排出量の推移

①人口及び世帯数の推移

過去10年間のごみ排出量及び人口(各年度10/1時点)の推移は、図4のとおりです。人口はわずかず増加していますが、ごみ排出量は平成17～19年度に大きく減少し、平成20年度以降は微減・微増を繰り返しています。

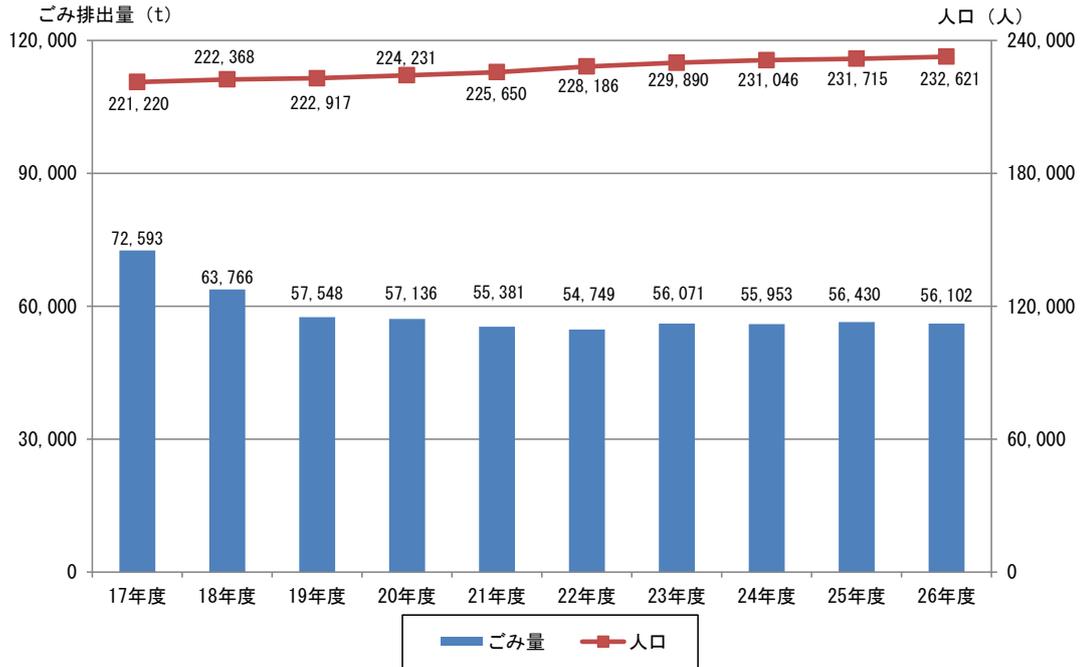


図4 ごみ排出量及び人口の推移

資料：清掃事業の概要（大和市）より作成

平成12年、17年、22年の国勢調査によると本市の世帯数、平均世帯人員ならびに世帯構成数は以下の通りです。

表1 本市の世帯数、平均世帯人員ならびに世帯構成数の推移

	一般世帯数	一般世帯人員	1人世帯数	2人以上世帯数	平均世帯人員	1人世帯比率	65歳以上比率
平成12年	84,243	211,478	25,334	58,909	2.51	30.1%	11.6%
平成17年	90,056	216,605	29,313	60,743	2.41	32.5%	15.2%
平成22年	97,187	225,920	32,378	64,809	2.32	33.3%	19.4%

資料：平成12年、17年、22年国勢調査（総務省）より作成

②ごみ排出量の推移

平成 19 年度以降の市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量は横ばいで推移しています。

市民1人1日あたりのごみ排出量 (g/人・日)

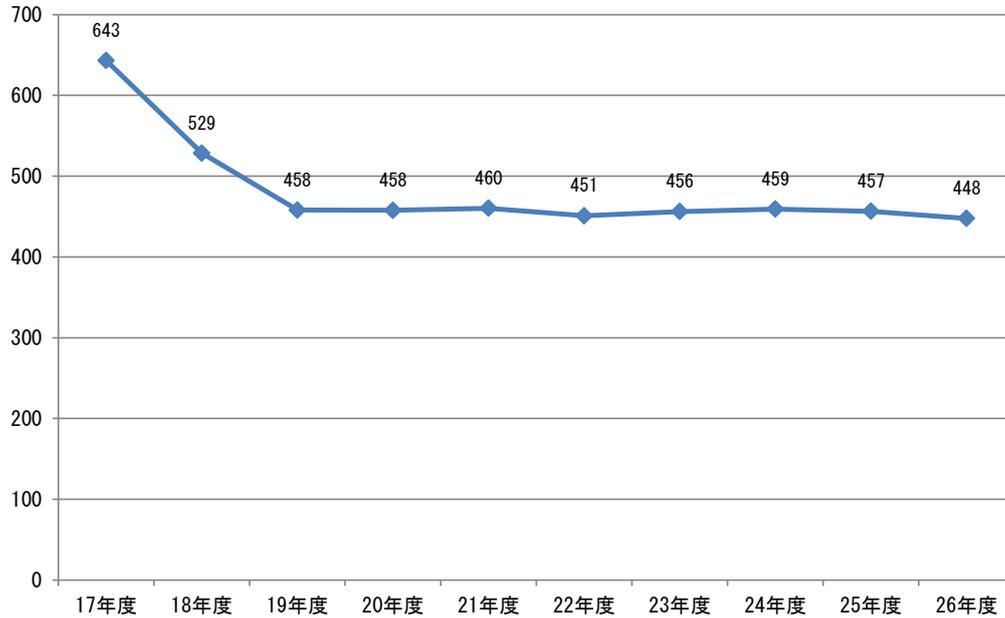


図5 市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移

資料：清掃事業の概要（大和市）より作成

③ごみの種類組成割合

本市が実施しているごみ質分析（環境管理センターに集めた市内全域の燃やせるごみについて、乾分析を行ったもの）の結果は、図6のとおりです。

過去5年間のごみの種類の組成割合においては、紙・布類が最も多く、次いでビニール類が多い状況です。

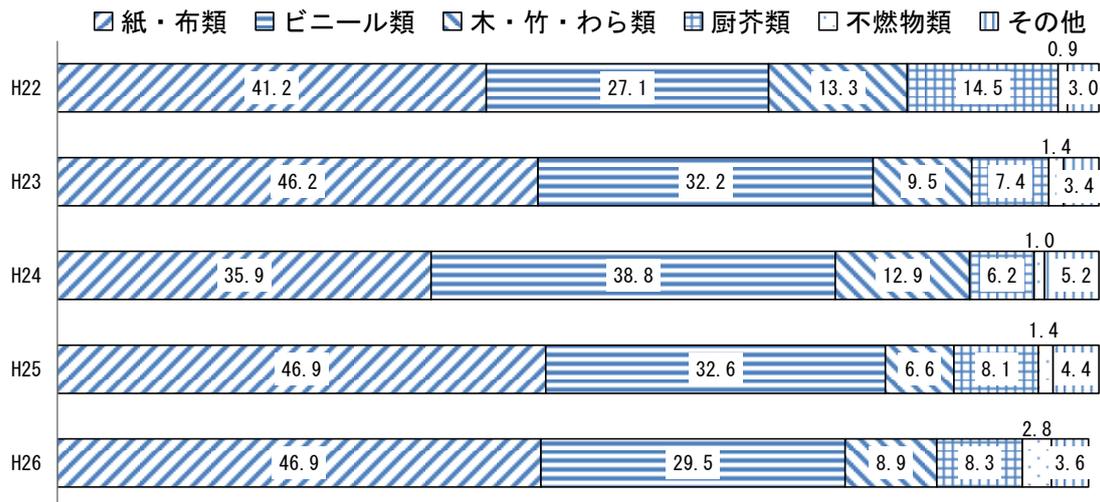


図6 ごみの種類組成割合の推移

資料：平成 27 年度版清掃事業の概要（大和市）

また、高齢化の進展の現状を踏まえ、今回 65 歳以上の人口割合が高い地域を 2 箇所（A 地域、B 地域）抽出し、ごみ質分析を実施しました。今回の結果は、平成 26 年度市内全域のごみ質分析結果と比較すると、厨芥類の割合が 2 倍以上と高く、木・竹・わら類と不燃物類が低い割合となりました。

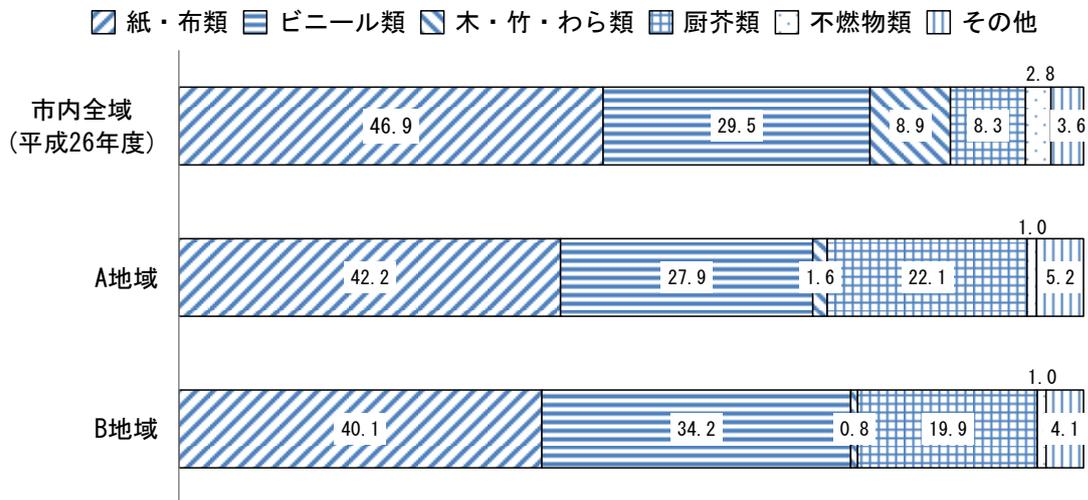


図 7 市内全域と 65 歳以上の人口割合が高い地域のごみの種類組成割合の比較
 ※65 歳以上人口割合：A 地域 42.7%、B 地域 39.9%、大和市平均 22.3%（平成 27 年 4 月）

④家計消費支出と食品ロス

家庭系ごみの排出量は、物品購入の消費支出と深い関係があると考えられます。総務省の平成 26 年度家計調査によると、1 人当りの家計消費支出は世帯人員が 2 人以上の世帯に比べて単身世帯の支出が多くなっています。

表 2 平成 26 年度家計消費支出

	2人以上世帯 平均 3.03 人		単身世帯	単身世帯/2 人 以上世帯 1 人 当たり
		1 人当たり (注 1)		
消費支出	3,494,322 円	1,153,242 円	1,944,019 円	1.69 倍
食料	913,261 円	301,406 円	521,496 円	1.73 倍

注 1：2 人以上世帯の 1 人当りは 2 人以上世帯の消費支出、食料の金額を世帯人員の平均 3.03 人で割った値です。

資料：平成 26 年度家計調査（総務省）より作成

また、農林水産省の平成 26 年度食品ロス統計調査によると、1 人 1 日当たりの食品ロス量は世帯員構成が少なくなるにしたがって多くなっています。

表 3 平成 26 年度 1 人 1 日当たり食品使用量及び食品ロス量(g)

世帯員構成(注 2)	食品使用量	食品ロス量				
		計	廃棄			食べ残し
			小計	過剰除去	直接廃棄	
世帯計 <346>	1,103.1	40.9	29.7	22.4	7.3	11.2
単身世帯<36>	1,498.8	61.4	40.6	28.0	12.6	20.7
2人世帯<168>	1,309.7	52.8	39.7	32.2	7.5	13.1
3人以上世帯<142>	948.8	32.2	22.8	16.0	6.8	9.4

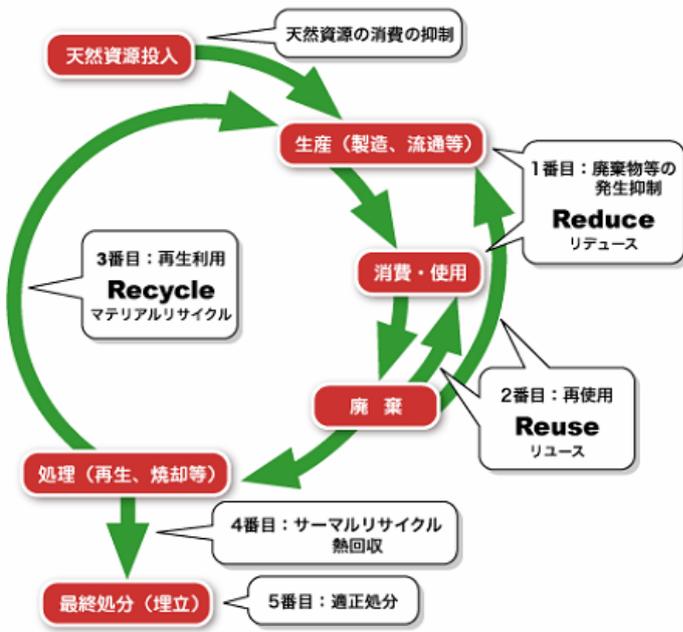
注 2：〈 〉 内の数値は、調査世帯数を示しています。

資料：平成 26 年度食品ロス統計調査（農林水産省）

Ⅱ. 基本理念及び基本方針

1. 基本理念

本計画は基本理念『循環型都市 やまと』を継続し、市民、事業者及び本市が相互の信頼関係の基に一体となって、循環型社会の形成と維持をめざしていきます。



1 番目：廃棄物等の発生抑制 (Reduce リデュース)	ごみとなるようなものを作らない・求めないというライフスタイルを定着させます。
2 番目：再使用 (Reuse リユース)	不用となったものを繰り返し使用することにより、ごみとして排出する量を減らします。
3 番目：再生利用 Recycle マテリアルリサイクル	発生・排出抑制、再使用を行った後に排出されるごみのうち、リサイクル可能なものは「資源」としてリサイクルします。
4 番目：熱回収 (サーマルリサイクル)	発生・排出抑制、再使用、再生利用を図った後で残ったごみのうち、焼却可能なものは焼却処理を行い、その際に得られる熱を積極的に回収して有効利用します。
5 番目：適正処分	どうしても利用不可能なものは、環境への負荷の少ない適正な方法で処理・処分します。

図8 循環型社会の形成（資料：環境省資料より作成）

2. 基本方針

〈基本理念〉 循環型都市 やまと



〈基本方針〉

- 市民・事業者・行政が一体となってめざす —
1. ごみの発生抑制・再使用の更なる推進
 2. ごみの資源化・リサイクルの更なる推進
 3. 廃棄物の環境負荷の少ない適正処理・処分の推進

Ⅲ. 数値目標

1. 家庭系ごみ排出量予測

家庭系ごみ排出量の予測については、1人世帯比率の増加や食品ロス等の影響による1人世帯のごみ排出量の増加を考慮し、市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を推計すると、図9のようになります。

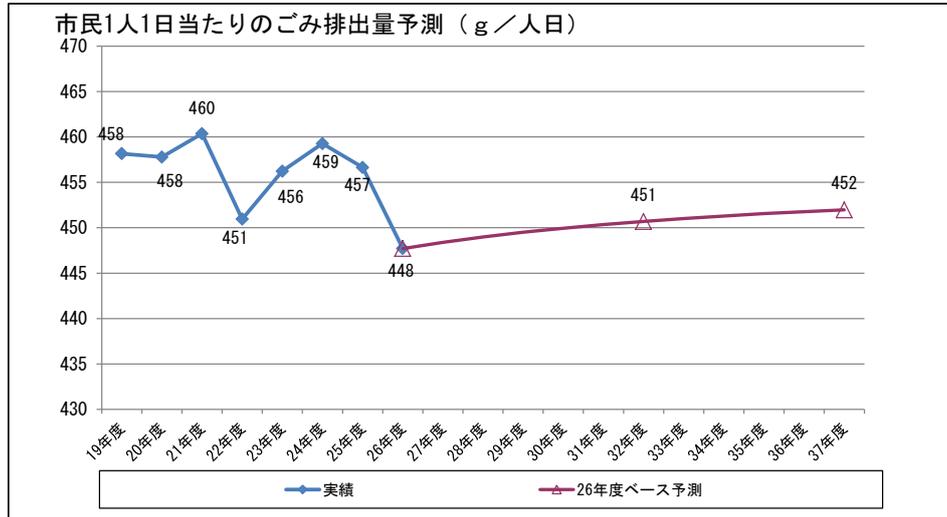


図9 市民1人1日当たり家庭系ごみ排出量の現状推移予測と実績値

2. 家庭系ごみ排出の発生・排出抑制の目標

平成37年度の市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の目標値は剪定枝を新たな資源化品目として位置付け、資源分別回収や生ごみ処理機設置補助制度、生ごみ減量化の啓発等の施策を更に推進することで、平成26年度の実績値から10g削減する「438g/人・日」とします。

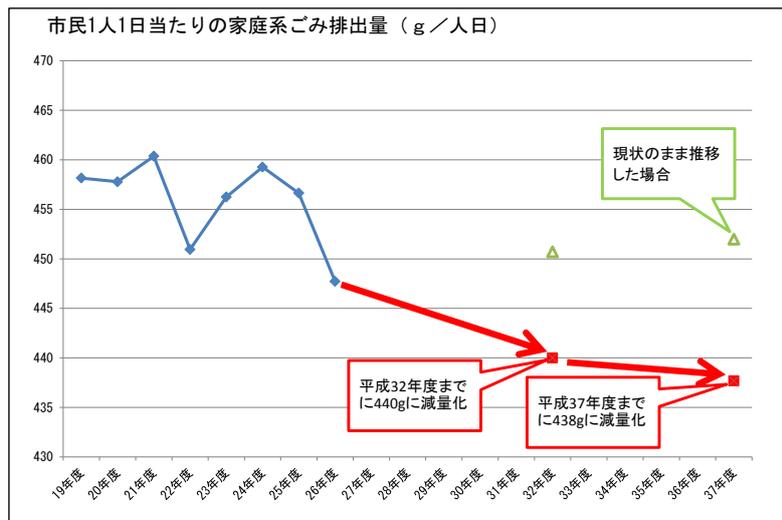


図10 市民1人1日当たり家庭系ごみ排出量の目標値

3. リサイクル率

平成 37 年度のリサイクル率の目標値は平成 26 年度までの資源分別回収量の実績を基に推計を行い、その他プラスチック製容器包装の再商品化量の増大や焼却灰の全量資源化、剪定枝の資源化等の推進による総資源化量を算出した「32.2%」を平成 37 年度の目標値とします。

※リサイクル率 (%) = (総資源化量 / 総排出量) × 100

総資源化量 = (資源分別回収量) + (焼却灰資源化量) + (その他のリサイクル量)

総排出量 = (家庭系ごみ) + (事業系ごみ) + (資源分別回収量)

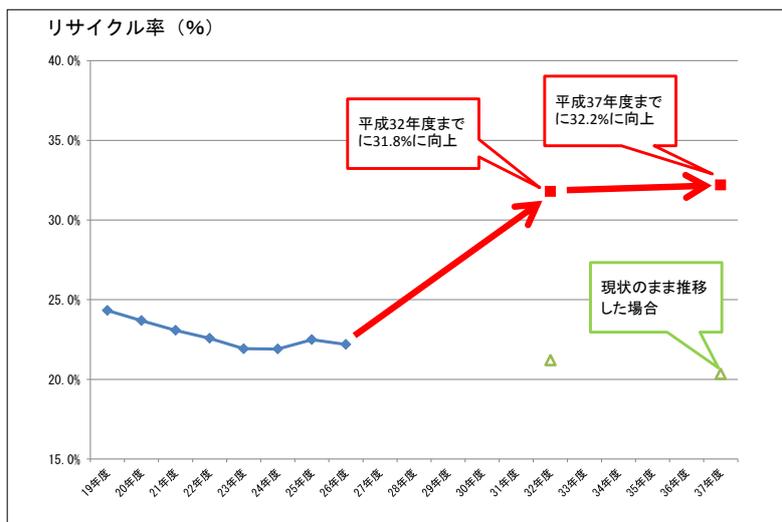


図 11 リサイクル率の目標値

IV. 個別計画

1. 発生抑制、再使用及び再生利用計画

本計画の基本理念である「循環型都市 やまと」の実現をめざすためには、Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の3R施策を更に推進していく必要があります。

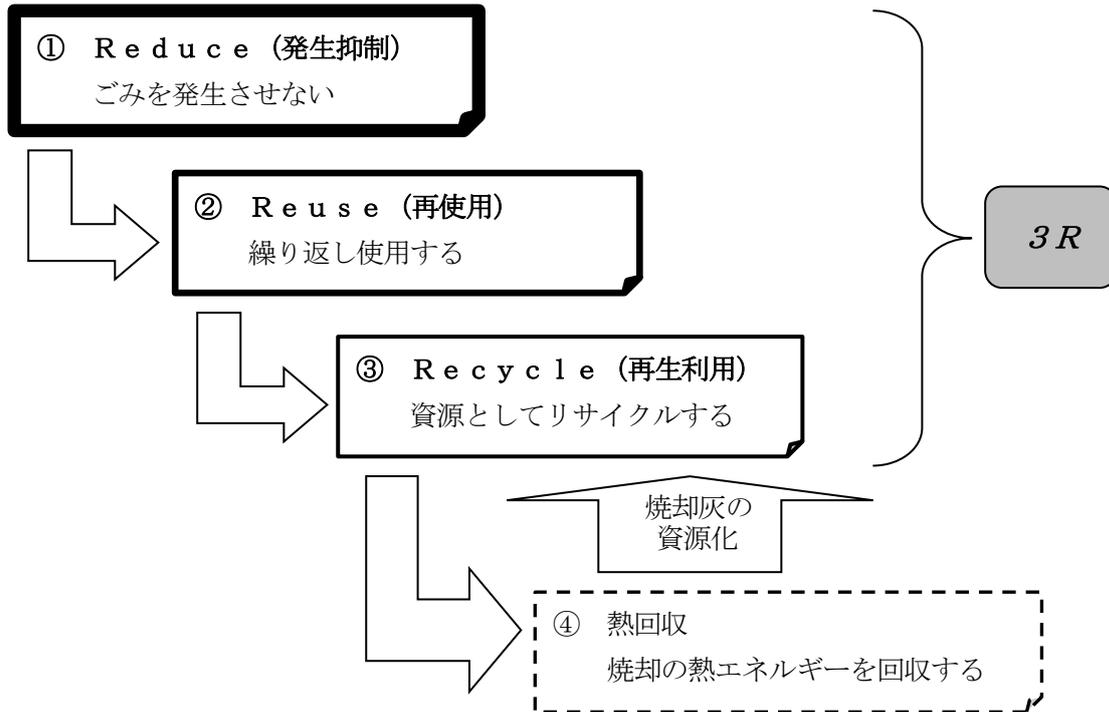


図12 施策の優先順位

◆剪定枝資源化への取り組み

- ・事業者が環境管理センターへ搬入する剪定枝については、一時保管した上で資源化業者へ引き渡す方法や、剪定枝を排出する事業者が直接資源化先へ持ち込む等、有効かつ効率的な手法を検討し、資源化を図ります。
- ・家庭から排出される剪定枝は、市民において既に分別排出されていることから、収集運搬、引渡し方法、資源化先の確保について検討します。

2. 収集及び運搬計画

本市では、市が定めた分別区分に基づいて排出されるごみ及び資源物を対象に収集及び運搬を行い、効率的で安全に遂行できる体制を構築し管理運営に努めています。

ごみは戸別に収集し、資源物はリサイクルステーションから回収していますが、ごみの更なる減量化及び資源化の推進を図るため資源品目の追加及び市民の利便性の向上に向けて検討します。

3. 中間処理計画

◆計画に基づく補修の実施

- ・環境省の「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（平成 27 年 3 月改訂）」によると、『ごみ焼却施設の耐用年数はこれまでは一般的に 20 年程度とされてきたが、建物についてみれば 50 年程度の耐用年数を備えており、また、ごみ焼却施設に設置される各種の設備・機器については、20 年程度経過してもなお、受変電設備、発電設備を始めとして高い健全度を保っている設備・機器等、部分的な補修で健全度を回復することが可能なものも多い。』との見解が示されています。このことは、ごみ焼却施設だけでなく、粗大ごみ処理施設や資源化施設も同様と考えられることから、現在の施設の状況を踏まえ、平成 28 年度に精密機能検査・耐用度調査を実施し、平成 40 年度までの延伸をめざした新たな大規模維持補修計画（長寿命化計画）を策定し、これに基づいた更新補修や定期補修等を実施することにより、安定したごみ処理体制を維持していきます。

4. 最終処分計画

◆焼却灰の資源化等の取り組み

- ・焼却灰は民間処理施設への委託により、全量資源化を進めます。
- ・焼却灰の全量資源化に伴う緊急時等のリスク回避について検討します。
- ・焼却灰の新たな資源化施策の動向については、継続して情報収集していきます。

5. 次期施設整備計画

◆ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の整備

現在のごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の使用期間を延伸し、平成 40 年度までの延命化をめざします。

そのため、次期施設の整備については、施設整備に係る国の動向や技術革新などについて情報収集するとともに、ごみ排出量の状況や環境に配慮した処理システム等を考慮した施設の更新手法等を検討するため、平成 33 年度を目途に施設整備計画の策定等に着手する必要があります。

◆最終処分場の確保

市が所有している最終処分場は、平成 28 年度中に埋立完了となる予定です。このため、焼却灰は全量資源化をめざしますが、一方で、自区内処理の原則により新たな最終処分場の確保に努めていきます。

I. 基本方針

1. 基本方針

生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から本市における生活排水処理は、次のとおりとします。

- (1) 市街化区域における生活排水処理は、公共下水道による処理を実施しており、今後も継続していきます。
- (2) 市街化調整区域における生活排水処理は、公共下水道による処理を実施する計画ですが、整備時期が決定するまでは、合併処理浄化槽の普及により対応していきます。

2. 整備目標

公共下水道や合併処理浄化槽の普及に努め、平成37年度の生活排水処理率の目標は99.3%とし、将来的には、合併処理浄化槽の公共下水道への転換を図り、公共下水道による処理の概成をめざします。

II. 生活排水処理の目標及び処理計画

1. 生活排水処理の目標

①生活排水処理の目標

基本目標を達成するため、生活排水処理の目標を表4に示します。

表4 生活排水処理の目標

区分	現況 (平成26年度)	中間年度 (平成32年度)	目標年度 (平成37年度)
生活排水処理率	98.9%	99.2%	99.3%

2. 生活排水処理施設

①公共下水道の整備

現在、土地区画整理区域内においても事業進捗に合わせて整備をしています。今後も水質保全、生活環境の改善という観点から公共下水道の整備を推進していきます。

また、整備済み区域の未接続世帯に対しては速やかな接続を働きかけていきます。

②合併浄化槽の普及・促進

今後も市街化調整区域では、合併処理浄化槽への転換により、生活排水を適正に処理するよう普及・促進していきます。

あわせて、市民に対して浄化槽に関する正しい知識の普及や、適正な維持管理の必要性について、引き続き広報活動を行い、浄化槽維持管理業者に対しては、適正な保守点検を行うよう指導していきます。